

吹田市立博物館

博物館だより

NO.17

SUITA CITY MUSEUM



岸部の瓦師「鈴木惣吉」の製作した三巴紋軒丸瓦とその刻印

2001年度特別陳列

吹田市立博物館とその周辺 —吹田風土記の丘・紫金山公園の整備にむけて—

会期 平成13年10月20日(土)～12月2日(日)

吹田市立博物館は、岸部北4丁目の紫金山公園の一角に建設され、来年で開館10周年を迎えます。国史跡である吉志部瓦窯跡を含むこの公園一帯には、国の重要文化財である吉志部神社本殿があり、また、古墳や移築須恵器窯跡もあって、自然を散策しながら地域の歴史を学ぶことのできる公園として、市民の皆様が親しまれています。したがって、この地に建設された市立博物館は、市域の歴史と文化を後世に伝え、また、のこされてきた文化財を保護する専用施設として、さまざまな活動をしてきました。しかし、史跡公園が最初に整備されてから既に20数年がたち、公園のあり方も釈迦が池の北部を含めた総合公園として様変わりするなか、現在、公園の整備も新たな対応を迫られています。

そこで平成13年度特別陳列は、市立博物館の周辺の歴史素材を探り、この遺跡と自然の保存の経緯を振り返り、博物館がこの地にある意味を今一度噛みしめながら、新たに吹田風土記の丘として、構想・整備されてゆくこの紫金山公園の将来を展望する糧としてみたいと思います。



写真1 吉志部瓦窯の瓦

紫金山公園の成立は、昭和43年に大阪府教育委員会の発掘によって、平安宮の初期の供給官瓦窯跡である吉志部瓦窯跡の実態が解明され、史跡公園として整備されたことに端を発します。以後、その東方では後期難波宮の造営瓦窯である七尾瓦窯跡が発掘され、やはり国史跡として保存・公園整備されました。このように、博物館の周辺は、古代の宮殿造営に関して重要な役割をはたしていたことになります。

ところで、このような当地の重要な古代瓦生産の成立は、千里丘陵が大阪平野でも最初に朝鮮半島から伝来した硬質陶器である須恵器の焼成技術を受け入れた地の一つであり、それ以降、吹田・豊中にまたがって100基を超える須恵器窯が構築され、古墳時代の大陶業地帯であったことに原因が求められそうです。特に、博物館の周辺では、6世紀後半の須恵器窯が検出されており、やがて古墳時代の終焉とともにおおむね閉窯を迎えましたが、一部では細々と生産が継続し、佐竹台6丁目では7世紀末にも窯が操業されていました。ちょうどこの時期は、吹田市域で初めて瓦窯が出現した時期で、万国博覧会の敷地で検出された白頭瓦窯跡があります。以後、七尾瓦窯・吉志部瓦窯という巨大瓦窯跡群が出現し、吹田の瓦焼きは、最も華々しい時代を迎えました。

古代末～中世となると、市域での瓦生産は確認できなくなります。その理由は寺院跡の発掘が少ないことと、中世は瓦生産が衰退した時期で、四天王寺などの大寺院に付属する瓦工集団しか実態を示さなくなっていることなどに原因がありそうです。それ以降に吹田市域の瓦生産が復活したことは、南高浜町の正福寺に残された1点の鬼瓦によって知ることができます。この鬼瓦には「摂州嶋下郡天道 瓦師竹内七兵衛」と記され、これに



写真2 天道瓦のヘラ描き(宝暦3年)

は宝暦3年(1753)製とあり、遅くとも18世紀中頃には天道で瓦生産が行われており、しかも竹内(武内)瓦窯は昭和2年まで、天道(片山町4丁目)で2基の達磨窯で燻瓦を焼いていたことが分かっています。

また、江戸後期には引き続き、吉志部村寺内^{じない}でも瓦焼きが開始されたことが、市内に残された瓦の刻印などを克明に追跡することによって明らかとなります。この寺内の瓦屋は昭和40年頃まで達磨窯で瓦を焼いていた現在の(有)鈴木瓦商店に該当します。

明治・大正時代は最も瓦生産者が増えた時代

で、全国の8,000箇所で行われていたという記録もあります。この時代には博物館の周辺でもやはり瓦生産は盛んで、大正期には市場(現在の摂津市千里丘6丁目)や、七尾(現在の岸部北5丁目)でも燻瓦の生産がありました。特に市場の瓦常商店では昭和41年まで達磨窯が稼働していました。

この一連の聞き取り調査でいまひとつ、地域の焼き物の姿が明らかになってきました。市場の瓦常商店のすぐ東方では、大正13年以降に全長約31mにも達する大規模な連房式登窯が1基構築され、建築煉瓦(赤レンガ)を焼いていました。ここで煉瓦生産が行われるようになった理由は、瓦生産と同様に市場池の底から採れる良質な粘土があったからです。このように大正時代には市立博物館周辺では4軒の瓦生産業者と1軒の煉瓦生産業者があり、8基の達磨窯と1基の連房式登窯が、一斉に煙をあげていたこととなります。まさに古代の瓦生産に似た光景が、戦前の博物館周辺で展開されていたとは驚きではありませんか。

このほか、特別陳列では、市立博物館の北方の佐井寺で、明治初期にわずかに操業された「佐井寺焼」^{さいでらやき}の関連資料や博物館周辺の古墳関係資料も併せて展示するほか、近年に大阪府文化財調査研究センターによって行われた、吹田操車場遺跡の成果も初めて公開します。操車場の敷地となったために、今までほとんど発掘されていなかった岸部の平地部の様相も、この調査で次第に明らかになりつつあります。



写真3 昭和20年まで焼いていた市場(摂津市千里丘6丁目)の煉瓦工場

芥河貞継の垂水支配と垂水庄番頭百姓

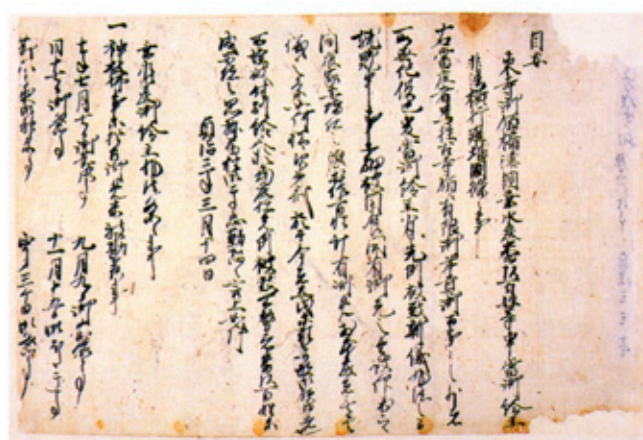
平成13年4月28日から6月3日まで「東寺領垂水庄 一悪党の時代」というテーマで特別展を開催しました。前号では、芥河貞継が垂水庄の在地支配をめざす様子と垂水庄の領主である東寺側の対応を見てきましたが、今回は、芥河貞継の垂水庄支配に対して在地の農民らがどのような対応を示したのか、史料をもとに紹介しましょう。

文和3年(1354)ごろから応安3年(1370)ごろまで、芥河貞継は、代々の下司職継承の証文と下司職給付の足利尊氏袖判下文を根拠にして、垂水庄の在地支配を行おうとしました(下司職については前号参照)。ところが、垂水庄の直接支配を進めていた東寺は、これを認めず、幕府に貞継の支配は不法であると訴えました。これに対して、幕府方は、東寺の訴えを認め、たびたび貞継に垂水庄からの退去を命じました。貞治2年(1363)、

「半済給人」の垂水庄支配を停止させ東寺方の支配とするよう、摂津国守護赤松光範は守護代赤松範頼に命令を出しています。この「半済給人」とは貞継のことを指していると考えられます。半済とは、室町幕府より一年を限り軍費の調達のため荘園の年貢の半分を徴収することを認められたもので、幕府が貞継に与えた権限は半済だったことがわかります。半済では一年の期限があるため、貞継は下司職継承の証文などを手に入れて、永続的な在地支配を企図したのでしょう。

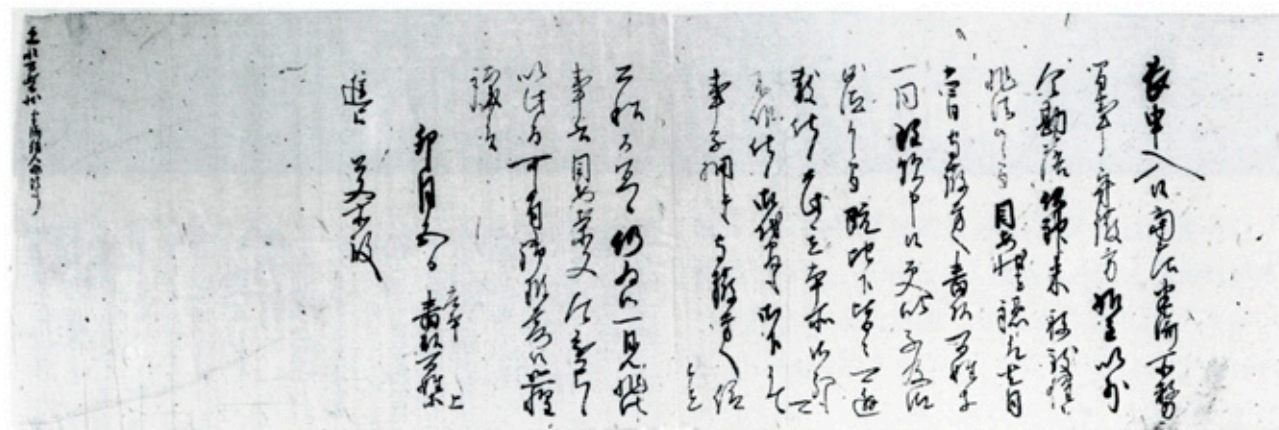
こうして、下司として垂水庄の在地支配をこころみる貞継と、下司などを排除して直接支配を行おうとする東寺方との争いは続いていました。こうしたなか、貞継の支配に対して農民たちがどのような行動をとったかを示すのが史料1、2です。史料1「摂津国垂水庄番頭百姓等申状案并具書案」

により事態の推移をみてみましょう。七月七日、九月九日の節供、九月の祭り、十一月十五日のほたき、節分夜の神楽、正月三ヶ日の祭りなど、神事や仏事を行うための米は免除米として年貢から除かれていましたが、給主はこれらの米も年貢の対象として徴収しました。これに対し、農民たちが神事や仏事のための免除米を徴収することは非法であるとして訴えたところ、免除米などについて慣例どおりでよいとの裁定が下されました。ところが、給主による免除米徴収などが続いたため、給主を交替させこれまで通り慣例に従うよう、農民たちは守護方に訴えました。この文書の「給主」は貞継を指していると考えられますが、貞継が半済給人の権限を超えて年貢などを徴収していた様子がうかがわれます。そして、この文書には差出人の名がなく誰が作成したのか不明ですが、農民たちの要求をうけて、東寺の荘官など東寺に關係の深い人物が作成に関与したのではないかと考えられます。次に、史料2「摂津国垂水庄番頭百姓等申状」の内容は、「番頭百姓らが給主の非法を訴える目安状を守護方に提出したが、何の処置も



史料1
摂津国垂水庄番頭百姓等申状案并具書案
目安

東寺御領摂津国垂水庄番頭百姓等申、当御給主
非法横行難堪聞條々事
右、当庄者、為往古寺領、有限御年貢御公事之外者、
所無他役也、爰當御給主、背先例被致新儀非法之間、
就歎申、事子細被聞食間、有御免之由、被仰出之
間、庄家安堵仕之処、出作百姓計有御免、於本庄者無其
儀之条、如何様次第哉、於于今者士民等難安堵御領内者也、
所詮被付別給人於当庄、任先例被致所務者、番頭百姓等
成安堵之思、弥為拙御公事忠勤、恐々言上如件、
貞治三年三月十四日
垂水御庄御給主非法条々事
一 神社仏事等往古御免米被勘落事
去年七月七日御節供事 九月九日御節供事
同十七日御祭事 十一月十五日御ほたき事
節分夜御神楽事 正月三ヶ日御祭事
(後欠)



史料2

撰津国垂水庄番頭百姓等申状

畏申入候、当庄半済所務

間事、守護方給主以外

令勘落、仏神米被致種々

非法候之間、目安状を認候て、去月

十四日守護方へ、番頭百姓等

一同難申候、更に不及御

沙汰候之間、既地下皆々可逃

散仕候、如此候者、本所御分も可

不作仕候、御代官も御下候て、

事子細をも守護方へ仰候者、

公私可宜候、仍為御一見、非法

事書目安案文仕進上候、

以此旨可有御披露候、恐惶

謹言、

貞治三年 庄本 番頭百姓等

進上 公文所殿

〔垂水百姓等状 半済給主非法事〕

行われなかったため、農民たちは耕作を放棄して逃げることを決意している、このような状態では、本所である東寺分の年貢も不作になってしまうので、東寺の代官が現地へ下向して事の子細を守護方へ訴えて欲しい」というものです。この文書は、差出人が「番頭百姓等」とあるところから、農民たちの要求を記したものと考えられます。また、この文書の中には「目安状」「目安案文」という言葉が出てきます。この「目安案文」とは目安状の写しのことで史料1を指しています。実際の「目安状」は守護方に提出されているため、農民は東寺への申状（史料2）に目安状の写し（史料1）をそえて東寺の公文所へ提出したと思われます。以上をまとめると、史料1から、番頭百姓らが給主の慣例を無視したやり方に抵抗し、貞治3年（1364）3月14日、守護方に給主の改替を申し入れたことがわかります。史料2では、番頭百姓らの申し入れに対し、守護方より給主に対する処置がなかったため、同年4月5日、番頭百姓らは、耕作放棄をほめかして東寺の代官に給主の改替について守護方と交渉をさせようとしたことなどがわかります。

この給主の改替を要求した番頭百姓というのはどういうものたちでしょうか。貞継が東寺と垂水庄の在地支配をめぐって争っていた頃、垂水庄では、番頭制によって荘園内の田畠や農民の統括を行っていました。垂水庄の田畠は11に分けられそれぞれ「番」としてまとめられました。垂水庄では各々の番が年貢や公事を均等に負担し、徴収された年貢や公事は、一定の割合の

もとに東寺や下司・公文などの荘官に納められました。番内の有力名主がそれぞれの番頭に任命され、番頭が番内の農民たちに年貢の割り付けなどを行っていたのです。給主の改替を要求したのは、こうした番頭たちで、農民を束ねるとともに、農民たちを代表する立場であったのです。垂水庄に関する東寺百合文書と呼ばれる文書群の中では、荘園領主東寺や幕府、あるいは在地の有力武士など、立場はちがっても農民を支配する側から出された文書が大半を占めます。支配を受ける農民たちの声を伝える文書は非常に少なく、これらの文書はそういう点からも貴重な史料であるといえます。

芥河貞継の垂水庄支配は、荘園領主東寺方の抵抗だけでなく、免除米を徴収するという先例を無視したやり方をしたために、在地の農民たちからも抵抗を受けました。農民たちの抵抗は貞継の垂水庄支配の失敗の一因であったといえるかもしれません。

※写真の文書は、全て東寺百合文書（京都府立総合資料館蔵）です。

顕如上人御消息 (複製) 原資料摂州十二日講所蔵

この御消息は天正10年(1582)9月10日に本願寺第11世宗主である顕如上人が摂州上郡十二日講に宛てて出されたもので、蓮如上人の文明6年(1474)2月17日(写真1)と明応7年(1498)2月25日(写真2)の二通の御文章の写しのあとに顕如上人の花押がすえられています。(写真3)摂州上郡とは、後の江戸時代における島上、島下両郡を指しています。

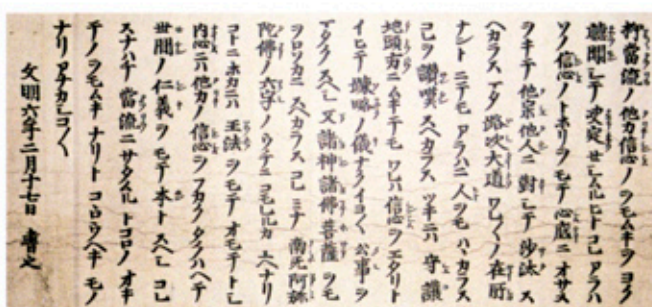


写真1 蓮如上人の御文章 文明6年2月17日

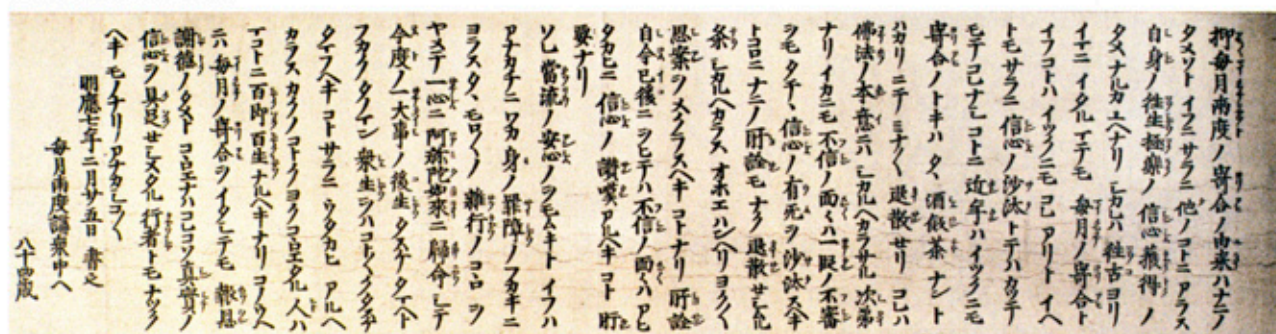


写真2 蓮如上人の御文章 明応7年2月25日

蓮如上人の御文章は、その当時、阿弥陀仏のみを頼めば極楽往生できるとする信心の理解が不十分なため、阿弥陀仏以外の諸神、諸仏、他宗派を誹謗し、政治勢力への反抗といった反社会的行動を禁じること、また、本来の講の目的を失い、飲み食い終始している現状を憂え、真の信心獲得のための正しい講のあり方などを説いています。そして、顕如上人によって阿弥陀仏の本願を信じ、そのための講の寄合の大切さが説かれています。

本願寺における御消息とは、宗主が在職中に事縁にふれて書状をしたため、それに教団の教えを説き、教化伝道する法語を書き加えて門徒に下付したものです。十二日講には、それ以後も准如上人、良如上人、寂如上人、住如上人、法如上人、文如上人、本如上人、廣如上人、明如上人、勝如上人、即如上人の合計13通(法如上人は2通、現存12通)の消息が法義を相続し、講の寄り合いを持つことを説くため下付されました。

摂州十二日講は、顕如上人の時代、織田信長と石山本願寺との11年に及ぶ石山合戦の際、本願寺を護持して戦った摂津の僧侶、門徒が前宗主証如



写真3 顕如上人御消息

上人の建夜日である12日を開座日として教えを継続するために結ばれたものです。

講の組織は、摂津国島上、島下郡、現在の三島郡島本町、高槻市、茨木市、摂津市、吹田市の本願寺派寺院(一部、大谷派寺院や豊中市の寺院も含まれる)の門徒で構成されています。

寺檀関係、本末関係とは関係なく、本山である本願寺と門徒が直接つながっていることに特徴があり、現在にまで引き継がれています。

また、良如宗主の正保3年(1646)に宗主の弟

である良教が本照寺（高槻市富田）へ入院したのを機に、良如宗主は同寺護持のため十二日講を本照寺へ付与しました。以降、十二日講は本照寺と深い関わりを持っています。

講内の各寺院には、持ち株があり、1株は4年に一度、半株は8年に一度といったように、持ち株に応じて法座を勤める回数が定められ、その順に従って輪番制で毎月12日に講を開き、農繁期や本山の報恩講の月（古くは11月で太陽暦の採用以降は1月）は休講となりました。その持ち株数は、石山合戦での功によっているといわれています。

また、講からは、年頭、中元、彼岸、報恩講などに定期的に本山に懇志を上納する以外に、本山の行事や阿弥陀堂再建などにあたり懇志の寄進や労力奉仕などがなされ、経済面でも本山を支える大きな存在でした。

かつては上中下の3組に分かれ、各組ごとに行司を各村から選出し、年番として1、2か寺がその相談役となって講を運営してきました。現在は街道上、街道下、島中・島下の3組に分かれ、組ごとに各寺から肝煎を数名選出し、その中から講長を選出します。

現在、御消息は各巻紫帛紗で包み、紫檀の重ね箱に納め、さらに桐の箱に二重蓋を施し、本山御使僧の封印を受け、十六菊紋、七五桐紋が蓋と本体側面に描かれた春慶塗りの唐櫃に納め、施錠されて厳重に保管されています。

講の次第は、御消息を組長（当番の寺院が所属する教区における組の代表寺院の住職）が鍵を開けます。勤行の後、御消息を会所にあたる寺院の



御消息の披露 平成3年（1991）7月12日
吹田・浜の堂 光徳寺にて



皮覆に包まれた春慶塗りの唐櫃と奥

住職が捧持して本山から派遣された使僧とともに入堂し、使僧は外陣にしつらえた高座に着座します。高座は4本の鉄パイプに囲まれ、その天井と四方上部に幕が架けられています。古くは鉄パイプではなく竹が立てられていました。総代、住職、組長などは高座を取り囲むようにすわります。使僧は、まず、顕如上人以外の御消息を代読披露します。休憩後、使僧の法話、顕如上人の御消息が披露され、その後御消息は入堂の時と同じく住職に捧持され退出し、次の会所寺院の代表にその他の法座に用いる品々とともに引き継がれていきます。次の法座へ移動する時は奥に唐櫃を載せ、担いでいきました。かつては、行列を組み、徒歩で向かい、いくら遠方でも途中下へ降ろしてはいけなかったとされました。

こうした講や寄合を通じて真宗は門徒の結束をかため、室町時代末から戦国時代にかけて当時の自治組織である惣村を単位に普及していくこととなります。しかし、摂州十二日講は、惣村といった地域をはるかに超えた広範囲の地域で結講されている点で注目される存在です。

なお、江戸時代の初めの本願寺の東西分派の後、大谷派寺院は、九日講を、市内の垂水、榎坂（江坂）が属する豊島郡や川辺郡、武庫郡、菟原郡では、証如上人の命日である13日を開座日として十三日講が結講されていきます。

【参考文献】

日野照正『摂津国真宗開展史』1986年

日野照正『摂州十二日講-その沿革と現況-』2000年

催し物のご案内

展覧会

◆10月20日(土)～12月2日(日)

平成13年度特別陳列

吹田市立博物館とその周辺

ー吹田風土記の丘・紫金山公園の構想に向けてー

休館日 月曜日

●講演会

11月4日(日) 午後2時

むかしの屋根瓦

講師 四天王寺国際仏教大学

名誉教授 藤沢一夫氏

*2階講座室。聴講無料。先着120名。

●展示解説

11月23日(祝) 午後2時

当館学芸員による展示解説

*3階特別展示室。観覧料が必要となります。

仏教美術講演会

10月21日(日) 午後2時

千手観音の持物と功德

講師 当館館長 西村公朝

*2階講座室。聴講無料。先着120名

展示トーク

当館学芸員が展示の解説や参加者の方々からのご質問にお答えします。

10月28日(日) 須恵器窯と集落

千里丘陵の須恵器生産とその
陶工たちの生活は？(藤原学)

11月18日(日) 吹田の農具①

万石とおしの製造・流通
(藤井裕之)

12月16日(日) 古代祭祀に使われた銅鏡

ー五反島遺跡ー(高橋真希)

1月20日(日) 戦時下の吹田

ー西沢日記よりー(田口泰久)

2月17日(日) 子どもの楽しみー十五夜の

団子突きー(藤井裕之)

3月17日(日) 近世の瓦生産(藤原学)

*いずれも午後2時から展示室で行います。

*10月28日と11月18日には特別陳列の展示
解説も併せて行います。

*展示トークには観覧料が必要となります。

交通案内

●JR岸辺駅下車徒歩25分

●JR吹田駅・阪急吹田駅から

桃山台駅前ゆき、山田樫切山ゆきバス

「佐井寺北」下車徒歩10分

千里中央ゆき、阪急山田ゆきバス

「岸部」下車徒歩10分

●JR吹田駅北口から

五月が丘南ゆきバス

「五月が丘西」下車徒歩7分

●阪急南千里駅から

JR吹田ゆきバス②、③系統

「佐井寺北」下車徒歩10分

吹田市立博物館だより 第17号

平成13年9月30日発行

吹田市立博物館

〒564-0001 吹田市岸部北4丁目10番1号

TEL. (06)6338-5500 FAX. (06)6338-9886



●開館時間 午前9時30分～午後5時
●休館日 月曜日と祝日の翌日
年末年始(12月28日～1月4日)